

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：新潟県
農業委員会名：新潟市中央農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

農家数(戸)		農業者数(人)		経営数(経営)	
総農家数	2,100	農業就業者数	2,868	認定農業者	453
自給的農家数	622	女性	1,370	基本構想水準到達者	—
販売農家数	1,478	40代以下	407	認定新規就農者	10
主業農家数	461	※ 農林業センサスに基づいて記入。		農業参入法人	0
準主業農家数	397			集落営農経営	3
副業的農家数	620			特定農業団体	0
				集落営農組織	3

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	①田	②畑				計 (①田+②畑)
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	28,300.00	4,550.00	—	—	—	32,850.00
経営耕地面積	4,031.00	448.00	352.00	89.00	7.00	4,479.00
遊休農地面積	0.26	1.34	1.34	0.00	0.00	1.60
農地台帳面積	3,763.00	752.00	683.00	69.00	—	4,515.00

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 4年 3月 31日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19人以内	19			
認定農業者	—	14			
認定農業者に準ずる者	—	0			
女性	—	4			
40代以下	—	0			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	25人以内	19	5

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,479.00 ha	2,848.60 ha	63.60 %
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加しているため、担い手への農地集積を進めなければならないが、農業従事者の減少により新たな担い手の育成確保が課題となる。地域の実情に応じた「人・農地プラン」を推進するとともに、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化、併せて担い手の育成確保に取り組む必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3,360.00 ha (うち新規集積面積 130.00 ha)
	目標設定の考え方:新潟市農業構想の担い手への農地集積率85%(令和4年度)
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 市策定の「人・農地プラン」に基づき、地域での農業者等の話合いの調整・推進を農業委員と農地利用最適化推進委員が市と役割分担するとともに、関係団体等と連携し実施する。(通年) 農地中間管理事業の活用や農業経営基盤強化促進法による利用権設定等により、担い手への農地の集積・集約を進める。(通年) 「農業委員会だより」により制度等を周知する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29 年度新規参入者数	H30 年度新規参入者数	R元 年度新規参入者数
	3 経営体	4 経営体	4 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	1.60 ha	2.47 ha	2.91 ha
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足により離農する農家が増加していることから、担い手の育成が喫緊の課題である。関係機関との連携や地域に根ざした担い手対策を進めていく必要がある。また、新規就農者の農地確保のため、情報提供などの支援を行うことも重要な活動である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	1 経営体	参入目標面積	1.00 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 新規参入に関する窓口として、市と連携し、各種補助制度等に関する情報の他、主に農地に関する情報を提供する。(通年) 青年や女性の新規就農者、企業参入者の掘り起こしを行うため、就農候補地の農地所有者との架け橋となるなどの支援活動を行う。(通年) 		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,479.00 ha	1.60 ha	0.04 %
課 題	小面積など耕作条件が困難な農地が分散していることから遊休農地となっている。農地中間管理事業を活用した貸借も、借人を確保することが困難となってきたことから、遊休農地解消に苦慮している。また、農業従事者の高齢化や、非農家が相続した農地の増加などに伴い、遊休農地の拡大が今後懸念されることから、農地パトロールを活用した遊休農地の未然防止対策を積極的に実施していく。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.40 ha			
	目標設定の考え方:管内農地面積の1%以下の維持。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		38 人	6 月 ~ 11 月	7 月 ~ 11 月
	調査方法	1万分の1の地形図を基に管内を農業委員及び農地利用最適化推進委員数で区域割りし、担当区域内全ての農地を対象に利用状況調査を実施する。また、遊休化している農地や農地以外の目的に供している農地等、調査内容を図面に記録してもらい、それを基に事務局員が詳細な調査を実施する。		
		農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
		11 月 ~ 11 月	11 月 ~ 12 月	
その他				

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,479.00 ha	3.40 ha
課 題	違反転用農地のほとんどが農振農用区域内にあり、原状回復以外に解決の方法がないこと。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だよりで農地の有効活用・違反転用防止の啓発を2回行う。 ・7月に実施予定の農地パトロールで違反転用の現地確認を行い、口頭・文書指導、或は農地部会委員で構成する調査委員会に違反者を呼び出して、是正指導を行う。また、11月に指導後の現地を再度確認し、対応策を検討する。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入